

新婚家庭の家賃助成について

少子化・人口減少の対策として若年層の定住を促進するため、市内の民間賃貸住宅に入居する新婚家庭に家賃の一部を助成します。

○助成金額

月額1万円(家賃から住宅手当を控除した実質家賃負担額が1万円未満の場合はその金額)

※交付は年度末にまとめて行います。

○助成期間

申請のあった翌月から最長36か月

○対象者(すべての要件を満たす方)

- (1) 家賃助成金の交付申請をする日前3年以内に婚姻届を提出していること
- (2) 平成25年4月1日以降、新たに市内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、現に居住し、かつ住民登録を行っていること
- (3) 夫婦いずれもが申請時に40歳未満であること
- (4) 申請者および同居者全員の前年の合計年間総収入金額が700万円以下、または総所得金額が510万円以下であること
- (5) 家賃が月額5万円以上であること ※共益費、管理費および駐車場代等は除く
- (6) 他の公的制度(生活保護等)による家賃補助を受けていないこと
- (7) 申請者および同居者全員が市税等を滞納していないこと
- (8) 家賃を滞納していないこと
- (9) この制度に基づく助成を受けたことがないこと

○申請書類

- (1) 新婚家庭家賃助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 戸籍謄本
- (3) 申請者および同居者全員の市税等の滞納がないことを証する書類(申請日の前年の1月1日に市外に住所を有していた者に限る)
- (4) 申請者および同居者全員の課税証明書または非課税証明書(申請日の前年の1月1日に市外に住所を有していた者に限る)
- (5) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (6) 住宅手当支給証明書(様式第2号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

問 本庁 定住推進課定住推進G ☎52-1111 内線123

家計調査へのご協力をお願いします

家計調査は、統計法で定められた統計調査です。家計簿などを記入していただくことによって、国民生活の実態を家計収支の面から明らかにするものです。

調査結果は、税金・年金・医療制度の改定や賃金の算定など、私たちの生活に関連する施策を検討する際の基礎資料として、国や地方公共団体などで幅広く活用されています。

秘密は厳守します。調査票の厳重な管理により、記入内容が外部に漏れることはありません。

調査対象として指定された地区内の各世帯へは、統計調査員が世帯の名簿の作成や調査票の記入の依頼のためにお伺いしますので、調査にご協力をお願いします。

問 茨城県統計課物価家計G ☎029-301-2661